

平成28年第93号議案

名古屋市議会の議員の議員報酬に関する住民投票条例の制定について

名古屋市議会の議員の議員報酬に関する住民投票条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年 5 月16日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市議会の議員の議員報酬に関する住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（平成23年名古屋市条例第15号。以下「平成23年特例条例」という。）が廃止され、名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（平成28年名古屋市条例第47号。以下「平成28年特例条例」という。）が制定されたことの賛否について、市民の意思を明らかにすることを目的とする。

(住民投票)

第2条 市民による投票（以下「住民投票」という。）の内容は、平成23年特例条例が廃止され、平成28年特例条例が制定されたことに賛成又は反対のいずれかを問うものとする。

2 住民投票は、市民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

- 2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を名古屋市選挙管理委員会及び区選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任することができる。
- 3 市長は、前項の規定により事務を委任したときは、速やかに選挙管理委員会に通知しなければならない。

（住民投票の期日）

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、平成28年に行われる参議院議員の通常選挙の期日と同日とする。

- 2 市長は、投票日の17日前までにこれを告示しなければならない。

（投票資格者）

第5条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 投票日において年齢満18歳以上の日本国民

(2) 前条第2項の規定による告示の日の前日において、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から本市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3箇月以上本市の住民基本台帳に記録されている者（投票日（第8条第3項に規定する期日前投票にあっては、当該期日前投票を行う日。次項において同じ。）において本市に住所を有しない者を除く。）

- 2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しない者は、住民投票における投票の資格を有しない。

（投票資格者名簿の調製）

第6条 市長は、投票資格者の名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製しなければならない。

（投票の方式）

第7条 投票は、1人1票に限る。

2 住民投票をしようとする投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票用紙に記載された第2条に規定する住民投票の内容のうち、支持する内容の所定の欄に自ら○の記号を記載し、これを投票箱に入れなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字投票又は代理投票をすることができる。

（投票所における投票）

第8条 投票人は、住民投票の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

2 投票人は、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

（投票用紙の様式）

第9条 投票用紙の様式は、規則で定める。

（無効投票）

第10条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を自書しないもの
- (5) ○の記号をいずれにも記載したもの
- (6) ○の記号をいずれの欄に記載したかを確認し難いもの
- (7) 白紙投票

（情報の提供）

第11条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、議員報酬に関して投票資格者の判断に資する情報を、公平かつ公正に提供しよう努めるものとする。

（投票運動）

第12条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 買収、脅迫その他不正の手段により投票資格者の自由な意思を拘束し、又はこれに干渉するような行為
- (2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為
- (3) 公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）（以下これらを「選挙関係法令」という。）の規定に違反する行為

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

（投票及び開票）

第13条 この条例又はこの条例に基づく規則に定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項については、選挙関係法令の規定により行われる本市の議会の議員又は長の選挙の例による。

（投票結果の告示等）

第14条 市長は、住民投票の結果が確定したときは、速やかにこれを告示するとともに、その内容を議会の議長に通知しなければならない。

（投票結果の尊重）

第15条 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

（理 由）

この案を提出したのは、議会において特例措置の議員報酬を引き上げる内容の条例が、民意による成案を得るための手続を経ていないことから、その賛否

について市民の意思を明らかにする必要があるによる。

